

令和6年10月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度10月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 45 号 農地法第3条許可申請書審議について	(4件)
議案第 46 号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第 47 号 農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第 48 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第 49 号 農用地利用集積計画審議について	(24件)
議案第 50 号 議長に関する事項審議について	(1件)
議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(70件)

〈 出席委員 〉 (18人)

	2番 地頭所 忠一	3番 楠 真憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉦之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 樋元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

代理 今日、会長が新嘗祭ということで東京に行っておりますので、私が議事進行を行います。

代理 ただいまから、令和6年度10月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、(奥和俊委員)から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

代理 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「梅本昭広」委員と17番「西園賢一郎」委員を指名させていただきます。

代理 次に、日程第3、議案第45号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁ですが、説明に入ります前に議案第45号番号1につきまして、令和6年10月22日付けで取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。

それでは説明いたします。資料2頁の4件です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,003㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,089㎡、作物は甘藷です。

番号4の権利種別は持分全部移転(所有権移転)、権利取得後の経営面積は 7,444㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は持分全部移転(所有権移転)、権利取得後の経営面積は 664㎡、作物は野菜です。

以上、計4件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第45号の番号2について報告いたします。

令和6年10月22日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第45号の番号3について報告いたします。

令和6年10月22日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、経営農地がない状況ですが、本人さんには耕作をするように伝えてあります。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第45号の番号4について報告いたします。

令和6年10月25日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第45号の番号5について報告いたします。

令和6年10月25日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

代理 はい、ありがとうございました。 議案第45号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ございませんので、議案第45号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第45号のすべての案件について、許可することに決定しました。

代理 次に、日程第3、議案第46号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第46号の番号1は、日程第4、議案第47号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と関連しますので、あわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の8頁をご覧ください。

番号1は、11頁の議案第47号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和6年6月28日付け、指令日農委第5号15で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、申請地に駐車場23台分を整備する計画でしたが、従業員駐車場不足を補うため隣接地に駐車場を追加整備し、全体で46台程度利用できるように整備するため、事業計画を変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第47号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。

また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第46号の番号1と議案第47号の番号2について、一括して報告いたします。

令和6年10月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

代理 はい、ありがとうございました。 議案第46号の番号1と議案第47号の番号2について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ございませんので、議案第46号の番号1と議案第47号の番号2について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第46号の番号1と議案第47号の番号2について、承認及び許可することに決定しました。

代理 次に、日程第4、議案第47号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号2以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の11頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、庭、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みであるため、始末書を添付しての申請です。

番号3の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、現場事務所、倉庫、仮設トイレ、資材置場、駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。期間は5か月です。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。期間は、30年です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。期間は、34年です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 現地調査員の報告をお願いします。

22番 議案第47号の番号1について報告いたします。

令和6年10月24日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第47号の番号3について、報告いたします。

令和6年10月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画用途地域が定められている区域内にあるので第3種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第47号の番号4について報告いたします。

令和6年10月23日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある第1種農地ですが、仮設工作物等の設置など一時的な利用に供するためのものであるため、第1種農地の不許可の例外である一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第47号の番号5について報告いたします。

令和6年10月25日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から300m以内に位置する農地であるので第3種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第47号の番号6について報告いたします。

令和6年10月22日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画用途地域が定められている区域内にあるので第3種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

代理 はい、ありがとうございました。

議案第47号の番号2以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ございませんので、議案第47号の番号2以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第47号の番号2以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

代理 次に、日程第5、議案第48号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。議案第48号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は696㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、田は無し、畑1筆、面積696㎡、合計面積696㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

代理 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ございませんので、議案第48号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数ですので、議案第48の案件について、非農地として判断することに決定しました。

代理 次に、日程第6、議案第49号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退 席]

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 25項の利用権設定分の番号2です。貸借です。

面積について、畑が1,040㎡、計1,040㎡、うち再設定面積は無し、

利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

代理 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ありませんので、議案第49号の佐藤洋三委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第49号の佐藤洋三委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着 席]

代理 次に、池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

27番 [退 席]

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 28項の利用権設定分の番号17です。貸借です。

この案件につきましては、借人が池田委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が2,550㎡、計2,550㎡、うち再設定面積は2,550㎡、

利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ありませんので、議案第49号の池田直人委員が関係する利用権設定の番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第49号の池田直人委員が関係する利用権設定の番号17の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

池田委員に着席の連絡をしてください。

27番 [着 席]

代理 次に、議案第49号の議事参与制限以外の案件を審議します。

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。23頁から24頁の5件です。

番号1は、売買です。

面積は、田が1,855㎡、畑が823㎡、計2,678㎡、作物は小ねぎ及び水稻です。

番号2は、贈与です。

面積は、田が5,305㎡、畑が5,952㎡、計11,257㎡、作物は水稻、そば、甘藷他です。

番号3は、売買です。

面積は、畑が641㎡、計641㎡、作物はお茶です。

番号4は、売買です。

面積は、畑が916㎡、計916㎡、作物はお茶です。

番号5は、売買です。

面積は、田が789㎡、計789㎡、作物は大豆です。

次に、利用権設定分です。資料の25頁から28頁です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は25,161㎡、計25,161㎡、うち再設定面積は25,161㎡、

利用権設定件数は17件、うち再設定件数は17件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ございませんので、議案第49号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第49号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

代理 次に、日程第7、議案第50号「議長に関する事項審議」を議題とします。

代理 事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の30頁です。今回、会長が不在のため、会長代理が議長として進行をいたしておりますが、次の議案第51号において地頭所委員が議事参与制限の対象となるため、議長が不在となります。その審議の際の仮議長を決定する必要があります。総会会議規則第5条では、会長が総会の議長とあります。また、農業委員会等に関する法律では、第5条第6号に会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとあり、会長代理はこれに当たります。県農業会議に確認したところ、会長、会長代理は互選、選挙又は推薦ですけれども、その時だけの仮議長については、特に定めがないとのこと。委員の方に議長の選定方法を伺いたいと思います。

代理 委員の方から、ご意見はありませんか。

委員 事務局一任、事務局案はないか。

事務局 会長、会長代理以外の各地域の代表の方々がおられますので、各地域代表がおりますので、その中でお願いしたいと考えており、今後も今回のような、会長代理まで不在となるようなことが考えられますので、まず経験の長い伊集院地域代表の横山義晴委員に仮議長をしてもらい、また、横山委員が不在の時には黒葛委員に仮議長をしてもらうということをお願いしたいと考えます。なお、仮議長の選任の期間は、令和8年7月19日までお願いしたいと考えます。

代理 事務局からありました、第一候補に横山委員、第二候補に黒葛委員とし、任期中の令和8年7月19日までは、その体制でお願いしてよろしいでしょうか。

議場 [異議なし]

代理 異議なしとのことですので、議案第50号「議長に関する事項審議」について賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数ですので、議案第50号「議長に関する事項審議」については決定しました。

(議長交代)

仮議長 それでは、仮議長として、日程第8、議案第51号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

まず、議事参与制限の案件を先に審議します。地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号70です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が978㎡、計978㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく願います。

仮議長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

仮議長 質疑等ありませんので、議案第51号の地頭所委員が関係する番号70の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

仮議長 賛成多数です。議案第51号の地頭所委員が関係する番号70の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

仮議長 ここで、代理に議長を交代します。

(議長交代)

代理 次に、議案第51号の議事参与制限以外の案件を審議します。

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の32項から37項です。貸借です。

面積について、田が10,113㎡、畑が44,747㎡、計54,860㎡、利用権設定数は69筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

代理 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ありませんので、議案第51号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第51号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

代理 以上で、本日の審議は終了しました。

令和6年度10月総会を閉会します。

(閉会 9時50分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和 俊

梅本委員

16番

梅 本 昭 広

西園委員

17番

西 園 賢 一 郎

